

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが求められるなか、株主をはじめとした利害関係者に対し、公正でわかりやすい経営を実現することを最優先にしております。

そのためには、「役割と責任の明確化によるスピーディーな意思決定」、「客観的なチェック機能の強化」及び「迅速かつ正確な幅広い情報開示」が重要であると考えております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

(補充原則1-2-4)

招集通知の英訳につきましては平成28年6月開催の定時株主総会より実施を始めましたが、議決権電子行使に関する取り組みにつきましては、引き続き検討致します。

(補充原則4-11-3)

当社では現在、取締役会評価を実施していませんが、今後年1回、取締役会の実効性について議論を行う予定です。また、取締役会の実効性についての分析・評価結果の開示については、今後検討を進めてまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

(原則1-4)いわゆる政策保有株式

当社は、事業戦略上の重要性、事業上のシナジー等の観点から、中長期的に当社の企業価値向上に資すると判断される場合には、株式の政策保有を行う方針としております。また、主要な政策保有株式につきましては、そのリターンとリスクを踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証し、これを反映した保有のねらい・合理性について、取締役会で検証してまいります。

政策保有株式の議決権行使にあたりましては、投資先の経営方針を尊重したうえで、中長期的な企業価値向上に資する議案かどうかを個別の議案ごとに精査し、適切に議決権を行使してまいります。

(原則1-7)関連当事者間の取引

当社では、関連当事者間の取引については、法令に従い、取締役会での審議・決議を要することとしています。また、毎年、役員に対し関連当事者間の取引の有無を確認する調査を実施しております。

(原則3-1)情報開示の充実

(原則3-1 (1))

当社は情報開示に当たって、金融商品取引法等の関連法令や東京証券取引所の定める規則に則った適時適切な情報開示を行うとともに、当社ホームページでの情報開示等により、情報の即時性・公正性を目指しております。当社の経営方針等は当社ホームページにて開示しております。

経営方針URL : <http://www.iwasaki.co.jp/corporate/ir/policy/management.html>

中期経営計画URL : <http://www.iwasaki.co.jp/corporate/ir/policy/midterm.html>

(原則3-1 (2))

#### 1. 基本的な考え方

・当社は、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが求められるなか、株主をはじめとした利害関係者に対し、公正でわかりやすい経営を実現することを最優先にしております。そのためには、「役割と責任の明確化によるスピーディーな意思決定」、「客観的なチェック機能の強化」及び「迅速かつ正確な幅広い情報開示」が重要であると考えております。

#### 2. 基本方針

- ・当社は株主の権利・平等性を確保します。
- ・当社は 当社の持続的成長は従業員、顧客、取引先、地域社会などのステークホルダーの貢献の結果であることを認識し、適切な協働に努めます。
- ・当社は法令に基づく開示を適切に行うとともに、利用者にとって有用性の高い情報を適確に提供します。
- ・当社は取締役会において、当社の持続的成長を促し、収益力・資本効率等の改善を図るため、企業戦略等の大きな方向性を示し、また、経営陣の適切なリスクテイクを支える環境整備を行うと同時に、独立した客観的な立場から、実効性の高い監督を行うことで企業価値の向上に努めます。
- ・当社は、持続的な成長に資するとの観点から、株主と建設的な対話を行います。

(原則3-1 (3))

取締役の報酬については、役割や責任に応じて月次で支給する「基本報酬」と、中長期的な業績ならびに企業価値の向上に繋げるための「信託型株式報酬」で構成しております。報酬等の総額は、株主総会で承認された金額の範囲内であり、「基本報酬」の決定は取締役会にて決議しております。

社外取締役の報酬については、業績連動性のある報酬制度とはせず、月次で支給する「基本報酬」のみとしております。

(原則3-1 (4))

経営陣幹部の選任および社内取締役候補の指名については、豊富な業務経験と高い見識等を持ち、将来性のある人物を代表取締役が取締役に推薦し、また社外取締役候補の指名については、企業経営等の実務経験と知識に基づき、特定の利害関係者の利益に偏重することのない判断能力を有していることを総合的に勘案し、代表取締役が候補者を取締役に推薦し、取締役会において決定しております。監査役については、監査役として必要な経験、幅広い見識を有していること等を鑑み、監査役会の同意を得た上で、取締役会において決定しております。

(原則3-1 (5))

(取締役の選任理由)

・渡邊 文矢

平成15年に取締役、平成22年に代表取締役社長、平成28年4月には取締役会長に就任し、経営者としての豊富な経験と実績を有しております。こうした経験や知見を活かすことにより、当社の更なる企業価値向上の実現に貢献できると判断しております。

・伊藤 義剛

営業部門、経営企画等管理部門、光応用事業部門を経て、平成28年4月に代表取締役社長に就任しており、今までの経験と知見を活かすことにより、当社の経営に貢献できると判断しております。

・木田 喜正

営業部門に長年携わるなど豊富な業務経験を有し、また現在、海外事業を含めた民間市場での新チャネルの開発と開発・製造から販売までを担う事業組織の運営等、業務に精通しております。

こうした経験と知見を活かすことにより、引き続き当社の経営に貢献できると判断しております。

・五月女 和男

経営管理部門を経て製造部門に携わるなど豊富な業務経験を有し、また現在、公共市場、電材市場を中心とした既存チャネル開発と開発・製造から販売までを担う事業組織の運営等、業務に精通しております。

今までの経験と知見を活かすことにより、引き続き当社の経営に貢献できると判断しております。

・加藤 昌範

銀行勤務を経て、当社入社後、海外事業部門、財務、経営管理部門を経て、現在、経営管理・財務部門を管掌する役員として、その職務・職責を適切に果たしております。

今までの豊富な経験と知見を活かすことにより、引き続き当社の経営に貢献できると判断しております。

・有松 正行

商品企画、照明事業戦略部門に携わるなど豊富な業務経験を有し、また現在、総務担当、広報・CS部門を管掌する役員として、業務に精通しております。

今までの経験と知見を活かすことにより、当社の経営に貢献できると判断しております。

・高須 利治

関東自動車工業(株)(現トヨタ自動車東日本(株))の役員を務めた経験があり、社外取締役の立場から経営者としての経験と幅広い見識を当社の経営に反映させ、また当社から独立した立場からコーポレートガバナンスの強化を図るなど、当社の経営に貢献できると判断しております。

・広村 俊悟

凸版印刷(株)、トッパン・フォームズ(株)において役員を務めた経験があり、社外取締役の立場から経営戦略などに関する経験と豊富な見識を当社の経営に反映させ、また当社から独立した立場から経営全般に関する助言が期待できるため、当社の経営に貢献できると判断しております。

(監査役の選任理由)

・藤井 英哉

営業部門、照明事業戦略部門のほか、総務、内部統制に携わるなど、豊富な経験と知見を有しております。今までの経験と知見を監査に活かすことにより、当社経営の健全性確保に貢献できると考えております。

・吉井 照雄

営業部門、経営企画部門、光応用事業部門、内部監査部門に携わり、豊富な業務経験と知見を有しております。こうした経験と知見を監査に活かすことにより、当社経営の健全性確保に貢献できると考えております。

・池田 浩一

金融業務に従事した経験と他社の監査役を務めた経験から高い見識を有しており、社外監査役の立場から、中立的・客観的な視点から監査を行い、当社経営の透明性、監視・監督機能の維持向上に貢献できると考えております。

・渡邊 正三

金融業務に従事した経験と経営者としての経験から高い見識を有しており、社外監査役として中立的・客観的な立場から監査を行い、当社経営の透明性、監視・監督機能の維持向上に貢献できると考えております。

(補充原則4-1-1)

当社は、取締役会規程において取締役会決議事項の範囲を定めており、中期経営計画などの経営の基本方針や資産または財務に関する影響の大きい事項など、重要な業務の執行を取締役会で決定しています。

また、取締役会決議事項に該当しない事項については、職務権限基準において、TMC(経営会議)での決裁権限および執行役員・部長の業務執行権限を定めており、これにより経営陣に対する委任の範囲を明確にしています。

(原則4-8)独立社外取締役の有効な活用

当社では、独自の「社外役員の独立性に関する基準」の要件を満たす独立社外取締役を2名選任しており、その有する知識や経験をもとに客観的な意見を述べることで、経営の監督機能に貢献し、当社の企業統治体制の強化に寄与しております。

(原則4-9)独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社では、独自の「社外役員の独立性に関する基準」を定め、株主総会招集通知、有価証券報告書にて開示しています。独立社外取締役候補者の選定にあたっては、会社法や東京証券取引所が定める基準に加え、独自の基準を満たし、率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を候補者として選定しています。

株主総会招集通知URL: <http://www.iwasaki.co.jp/corporate/ir/stock/meeting.html>

有価証券報告書URL: [http://www.iwasaki.co.jp/corporate/ir/report/asset\\_securities.html](http://www.iwasaki.co.jp/corporate/ir/report/asset_securities.html)

(補充原則4-11-1)

当社の取締役会は、専門知識や経験など経歴が異なる多様な人材で構成するとともに、企業規模と事業内容から、経営に関する実質的な審議が可能な人数を社内社外あわせて10名以内が適正と考えており、議案審議の実効性を確保しております。取締役の選任に関する

方針・手続きについては、前述の3-1 (4)に記載のとおりです。

(補充原則4-11-2)

取締役及び監査役の他社役員兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書等を通じ、毎年開示を行っております。取締役及び監査役による他の上場企業役員との兼務については、現在、該当者はおりません。

(補充原則4-11-3)

当社では現在、取締役会評価を実施していませんが、今般のコーポレートガバナンス・コードの制定を受けて、今後年1回、取締役会の実効性について議論を行う予定です。また、取締役会の実効性についての分析・評価結果の開示については、今後検討を進めてまいります。

(補充原則4-14-2)

当社は、当社取締役及び監査役が、その役割・責務を果たすために必要なトレーニングの機会を継続的に提供することを基本方針としております。

当社は、新任の社内取締役・社内監査役につきましては、原則として社外講習会への参加を要請しており、取締役・監査役としての活動に必要な企業統治・財務会計・法務等の各種情報の習得に対応しております。役員就任後は、各々の役割・責務に応じて社外講習会への参加等自己研鑽に努めさせる他、必要に応じて法改正情報等につき顧問弁護士による説明会を実施しております。また、社外講習会の参加費用は当社が負担しております。

社外取締役および社外監査役につきましては、その機能を十分果たすことを可能とするため、その就任の際に、当社グループの事業等に関する必要な知識を習得できるよう、各人に応じた機会を提供しております。

(原則5-1)株主との建設的な対話に関する方針

当社は、株主との対話(エンゲージメント)を促進するための体制整備・取り組みに関する方針として「株主・投資家との対話に関する基本方針」を定め、IR担当取締役を中心として、株主や投資家との対話を積極的に行い、経営戦略や事業計画への理解を得ながら意見や要望を経営陣に適時にフィードバックするよう努めます。

IR活動の詳細については、コーポレートガバナンスに関する報告書の「3.2[IR活動に関する活動状況]」をご参照ください。

(補充原則5-1-1)

株主・機関投資家との対話(面談)については、IR担当取締役が担当することを基本としています。面談の主な関心事項については、IR担当取締役が社内の関連部署と連携して事前に情報を整備して面談に臨んでいます。

(補充原則5-1-2)

当社ではIR担当取締役を選任し、IR担当取締役が社内のIR関連部署(経営管理部、財務経理部、総務部、広報宣伝室)を統括して建設的な対話を行うための連携を図っています。株主との対話(エンゲージメント)を促進するための体制整備・取り組みに関する方針やインサイダー情報の管理に関する方針として「株主・投資家との対話に関する基本方針」を定め、「情報公開方針」に基づいた重要情報の開示を行います。

「株主・投資家との対話に関する基本方針」URL: <http://www.iwasaki.co.jp/corporate/ir/policy/engagement.html>

「情報公開方針」URL: <http://www.iwasaki.co.jp/corporate/ir/policy/disclosure/>

(補充原則5-1-3)

決算期の3月末及び9月末時点の株主名簿について名簿上の株主構造を把握しています。また、必要に応じて実質株主判明調査を実施しています。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ミネベアミツミ株式会社	3,000,000	3.83
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,936,000	2.47
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,869,000	2.38
株式会社みずほ銀行	1,838,031	2.34
明治安田生命保険相互会社	1,800,599	2.30
株式会社三井住友銀行	1,686,122	2.15
岩崎電気協力会持株会	1,647,600	2.10
日本土地建物株式会社	1,546,000	1.97
アイランブ社員持株会	1,477,455	1.88
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,471,000	1.88

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
高須利治	他の会社の出身者													
広村俊悟	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高須利治		同氏は旧関東自動車工業株式会社(現トヨタ自動車東日本株式会社)の役員を務めた経験があり、4年前まで同社の非常勤顧問を務めておりましたが、現在は退任しております。平成29年3月期における当該社と当社との間の取引については売上高・仕入高ともに実績はありません。当該社は当社の独立性基準において、主要な取引先には該当しません。	当社は同氏を製造業の経営者としての経験と幅広い見識をもって当社の経営およびコーポレート・ガバナンスの一層の強化に貢献できる人物と考え、5年前より社外取締役として選任しています。また、当社は同氏が経営経験者としての社会的地位から責任のある行動が期待でき、また、当社が定める独立性基準の要件を全て満たしており、一般の株主と利益相反が生じる恐れのない高い独立性を有する者と判断し、独立役員に指定しています。

広村俊悟	同氏は平成22年6月までトッパン・フォームズ株式会社の役員を務めた経験があり、現在では同社の顧問を務めております。平成29年3月期における当該社と当社との取引については年間136万円の仕入高実績はありますが、売上高の実績はありません。当該社は当社の独立性基準において、主要な取引先には該当しません。	当社は同氏を企業経営や経営戦略などに関する経験と豊富な見識を有する人物と考え、また、当社の株主価値向上に資する助言を期待し、2年前より社外取締役として選任しています。当社は同氏が経営経験者としての社会的地位から責任のある行動が期待でき、また、当社が定める独立性基準の要件を全て満たしており、一般の株主と利益相反が生じる恐れのない高い独立性を有する者と判断し、独立役員に指定しています。
------	---	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人の監査計画に基づき、適宜同行しております。また、年4回の情報交換会を実施しております。監査役と内部監査室は、適宜情報交換をするとともに連絡会議を6ヶ月に一度、第2四半期末(9月下旬)、決算期末(3月下旬)に行っております。監査役は内部監査室の実地監査時に、被監査事業所での講評に立ち会っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

#### 会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
池田浩一	他の会社の出身者													
渡邊正三	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

#### 会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------



池田浩一	同氏は当社の主要な取引先の一つである株式会社みずほコーポレート銀行(現みずほ銀行)の業務執行者を務め、10年以上前、同行の執行役員を退任しております。当社は株式会社みずほ銀行から平成29年3月末現在で計20億円の借入残高があります。	当社は同氏を経営者・業務執行者としての経験と幅広い知識をもって当社の監査に反映させることができる人物と考え、社外監査役に選任しています。
渡邊正三	同氏は当社の主要な取引先の一つである株式会社三井住友銀行の業務執行者を務め、9年前、同行の執行役員を退任しております。当社は株式会社三井住友銀行から平成29年3月末現在で計18億円の借入残高があります。また、同氏は平成25年6月からライジングビルメンテナンス株式会社の代表取締役社長を務めております。平成29年3月期における当該社と当社との取引については売上高・仕入高ともに実績はありません。	当社は同氏を経営者・業務執行者としての経験と幅広い知識をもって当社の監査に反映させることができる人物と考え、6月28日開催の定時株主総会に社外監査役候補者として上程します。同氏は株式会社三井住友銀行出身ですが、平成20年に同行を離れ、現在では実質的に同行の意向を反映できる者と同視できず、このことが同氏の独立性を阻害するものではありません。また、企業経営経験者としての社会的地位から責任のある行動が期待でき、かつ、当社が定める独立性基準の要件を全て満たしており、当社は同氏を一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立性を有する者と判断し、独立役員として届け出いたします。

## 【独立役員関係】

独立役員の数 更新

3名

### その他独立役員に関する事項

当社は、社外役員の独立性を確保するため、以下の基準を定めています。

- 1.当社および当社グループ会社の業務執行者(取締役、執行役員その他の使用人)または監査役でなく、かつ、過去にもあったことがないこと。
- 2.当社の大株主(議決権所有割合10%以上の株主)の重要な業務執行者(取締役、執行役員その他の重要な使用人)または監査役でないこと。
- 3.当社が大株主(議決権所有割合10%以上の株主)である会社の重要な業務執行者でないこと。
- 4.当社の主要な取引先(直近事業年度を含めた過去3事業年度のいずれかにおいて、当社との販売取引の対価の支払額または受取額が、連結総売上高の2%超)の重要な業務執行者でないこと。
- 5.直近事業年度を含めた過去3事業年度のいずれかにおいて、当社および当社グループ会社の主要な借入先である金融機関の取締役、監査役または執行役員その他の使用人でないこと。
- 6.当社から多額の報酬または寄付(直近事業年度を含めた過去3事業年度のいずれかにおいて、個人は1千万円以上、法人・団体は連結総売上高の2%超)を受領する法律専門家、会計・税務専門家、各種コンサルティング専門家または研究・教育専門家でないこと。
- 7.当社および当社グループ会社または当社の主要な取引先または当社から多額の寄付を受領する団体の業務執行者の親族関係(3親等以内または同居親族)でないこと。
- 8.上記の他、独立性に疑義があり、一般株主と利益相反のおそれがあると合理的に判断されないこと。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

### 該当項目に関する補足説明 更新

取締役(社外取締役を除く)を対象に、当社の中長期的な業績の向上と企業価値増大に貢献する意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」を導入することを、平成28年6月に開催された第101回定時株主総会で決議しています。

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として、当社株式が信託を通じて取得され、対象となる取締役に對して、当社が定める役員株式給付規程に従い、役位及び業績達成度等に応じて、当社株式及び当社株式を退任日時時点の時価で換算した金額相当の金銭が給付される株式報酬制度です。

ストックオプションの付与対象者

### 該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

取締役に対する報酬 188百万円

(注)使用人兼務取締役の使用人給与相当額は、支給していないため含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、役割や責任に応じて月次で支給する「基本報酬」と、中長期的な業績ならびに企業価値の向上に繋げるための「信託型株式報酬」で構成しております。

報酬等の総額は、株主総会で承認された金額の範囲内であり、「基本報酬」の決定は取締役会にて決議しております。

社外取締役の報酬については、業績連動性のある報酬制度とはせず、月次で支給する「基本報酬」のみとしております。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

情報収集に必要なネット環境の整備や必要に応じ経営管理部、内部監査室、総務部と連携し、会議内容の事前情報伝達と情報の収集又は提供等のサポートをしております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

・業務執行、監査・監督の方法についての概要

TMC、本部長会議は毎週始めに開催し、取締役会は年14回開催。

TMC、取締役会は、当社における業務執行意思決定機関に位置づけており、役割については、職務権限規程、TMC規程、取締役会規程に準拠しております。

また、本部長会議では、経営の基本方針に基づいて業務に関する研究、調査、審議を行い、業務総合的運営を図るとともに、連絡、調整、情報の共有化を行っております。

・業務執行、監督機能を強化するプロセス

社外取締役並びに社外監査役の選任 他社での経営経験を生かし、当社の経営体制の監査・監督を行っております。

独立役員 の指定 社外取締役2名と社外監査役1名を東京証券取引所の定める独立性に関する基準を参考にして独立役員に指定しております。

・責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

・監査基準に関する要件

「内部監査規程」で次の項目を定めております。

「1. 目的」「2. 適用範囲」「3. 監査の対象」「4. 規程の主管部署」「5. 監査担当部署及び担当者」「6. 監査担当者の権限」「7. 監査担当者の遵守事項」「8. 会社の監査役及び会計監査人との関係」「9. 基準(9-1)監査計画の立案、(9-2)業務監査の実施、(9-3)内部統制監査の実施、(9-4)監査結果の報告と処置」「10. 付則」

・監査の状況

(監査の組織・人員及び手続き等)

内部監査室は、社長直属の部署として独立し、内部監査室長のもとに、3名の監査担当者が配属されております。なお、監査実施にあたって、業務上特に必要があるときは、別に指名されたものを加えて実施しております。

内部通常監査は、期初に作成した「監査計画書」に基づき、被監査部署に監査実施の事前通知をした後に実施しております。

特別監査が必要な場合は「監査計画書」に予定されていない部署への監査を実施しております。

監査後は、監査結果を社長に報告し、関係役員にも回覧しております。

監査結果に基づく「監査結果処置報告書」を被監査部署に送付し、指摘事項の改善策の報告を求めています。

(公認会計士の氏名等)

指定有限責任社員・業務執行社員 野口和弘 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員・業務執行社員 植村文雄 新日本有限責任監査法人

公認会計士5名 その他9名

(注)その他は、公認会計士試験合格者等です。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

会社法第2条第15号に基づく社外取締役を選任し、その社外取締役が取締役会等において、客観的な立場から経営判断を行うことにより、経営の監督機能の強化を図っております。また、社外監査役を含む4名の監査役が、取締役会等の重要会議に出席し、その決議等が法令及び定款に違反していないか、また職務権限に基づく決裁事項が法令等に対し違反がないか調査し、是正及び改善を行っており、十分に監査機能を果たしていると考えております。なお、社外取締役2名と社外監査役1名は独立役員として指定しております。



## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期限の1週間前に発送しています。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英訳版(抄訳)を作成し、当社ホームページの英文ページに掲載しております。
その他	招集通知発送の数日前から当社ホームページに招集通知(参考書類含む)とその英訳版を掲載し、議決権行使の円滑化に努めております。 また、定時株主総会の開催日について、平成28年6月開催の第101回定時株主総会より集中日を回避した開催日設定を行っております。

### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「情報公開の方針」を設け、情報開示の基準・情報開示の手段・沈黙期間の設定を決めています。 情報公開の方針: URL <a href="http://www.iwasaki.co.jp/corporate/ir/policy/disclosure/">http://www.iwasaki.co.jp/corporate/ir/policy/disclosure/</a>	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期および決算期において証券アナリスト・機関投資家向けに適宜に説明会を行っています。	あり
IR資料のホームページ掲載	各四半期決算並びに期末本決算後、証券アナリスト・機関投資家向け決算説明会を行った場合の決算補足資料や有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書、決算短信、事業報告書、並びにアニュアルレポートなど、株主の皆様への投資判断をサポートするための資料を「株主・投資家情報」のサイトに掲載しています。 株主・投資家情報: URL <a href="http://www.iwasaki.co.jp/corporate/ir/">http://www.iwasaki.co.jp/corporate/ir/</a>	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員: 取締役 有松正行 取締役 加藤昌範 IR事務連絡責任者: 広報宣伝室長 大木昌一 IR担当部署: 広報宣伝室	
その他	不定期にアナリスト・機関投資家向けの工場見学会を開催し、事業責任者とのミーティングを行っています。 個人投資家向けの定期的説明会は開催しておりませんが、ホームページ上に「個人投資家の皆様へ」のサイトを設け当社の歴史、事業内容等を公開、「IR資料」のサイトで財務的な開示情報を公開しています。 個人投資家の皆様へ: URL <a href="http://www.iwasaki.co.jp/corporate/ir/individual/">http://www.iwasaki.co.jp/corporate/ir/individual/</a> IR資料: URL <a href="http://www.iwasaki.co.jp/corporate/ir/report/">http://www.iwasaki.co.jp/corporate/ir/report/</a>	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明
------

<p>環境保全活動、CSR活動等の実施</p>	<p>「クールビズ」「ウォームビズ」活動を毎年実施し、空調温度の適切な管理や電力・ガス・コピー用紙の使用量削減に努めています。最先端の「光技術」を活かした企業活動を通じて、LED照明などの省エネ製品を社会に提供することで、地球温暖化防止に貢献しています。また、埼玉製作所はISO9001・ISO14001認証取得及び彩の国工場の指定を受け、環境保全活動と環境に配慮した商品開発を推進しています。</p>
<p>その他</p>	<p>&lt;女性の活躍の方針・取り組みについて&gt;          当社は、仕事と育児の両立を目的とした職場環境の整備や育児及び介護による休暇・休業制度が取得しやすい環境づくりに取り組んでおります。          女性の取締役は現在おりませんが、性別にかかわらず取締役役にふさわしい人材を選任しております。          女性管理職は2017年3月現在、13名おります。</p>

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

#### 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は、以下のとおりであります。

1. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - 1) 取締役が法令及び定款を順守して職務を執行する体制を確保するため、取締役会は企業理念及び行動規範を定めるとともに取締役会規程、職務分掌規程、職務権限規程等の諸規程を制定します。
  - 2) 取締役の業務執行に当たっては、取締役会及び組織横断的な各種会議体で、法令及び定款への適合を含め総合的に検討したうえで意思決定を行います。また、これらの会議体への付議事項を定めた規程に基づき、適切に付議します。
  - 3) 取締役は取締役が法令及び定款を順守して職務を執行する体制を確保するため、コンプライアンスコミッティーを設置し、使用人の日常業務における法令等への違反が起きないよう教育・指導・監視を行い是正案を検討実施します。
  - 4) 社外取締役は取締役会に出席し、決議内容が法令及び定款に違反していないか監視するとともに、その他の機会において業務執行に対する監督機能を担い、客観的な立場から経営の判断やアドバイスをを行います。
  - 5) 監査役は取締役会等の重要会議に出席し、その決議等が法令及び定款に違反していないか、また職務権限に基づく決議事項が法令等に違反していないか調査し、是正及び改善を求めます。
  - 6) 独立役員を選任することにより、一般株主の利益の保護を図り、経営の透明性と客観性の確保を行います。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - 1) 取締役の職務の執行に係る情報は、法令及び文書取扱基準等の社内規程に従い、各担当部署に適切な保存及び管理させています。
  - 2) 取締役及び監査役は、取締役会議事録及び決議書等の重要な文書を常時閲覧できます。
3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - 1) 当社は取締役会及びTMC（経営会議）等の会議体における慎重な審議ならびに決裁手続の適正な運用により事業リスクの管理を行います。
  - 2) リスクマネジメント規程に従い、製品品質・安全・知的財産・環境・労務等に関するリスクならびにコンプライアンスについては所管する責任部署においてリスクの把握、予防に取り組みとともに、リスク情報を一元的・網羅的に収集・評価し、重要リスクを特定するとともに、その重要性に応じてリスクへの対応を図る体制を構築しています。その重要なリスクは遅滞なく取締役会に報告します。
  - 3) 災害に対しては防災規程に従い、定期的に教育・訓練を行うとともに、有事の際、速やかに対処できる体制を構築しています。
4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - 1) 取締役会は、代表取締役及びその他の業務執行取締役ならびに執行役員の職務の分担を明確化し、意思決定の迅速化を図るとともに、職務の執行状況を監督しています。
  - 2) 取締役会は職務分掌規程、職務権限規程、その他諸規程・基準を制定することで、各職位の責任と権限を定めることにより取締役の適正かつ効率的な職務執行体制を確立しています。
  - 3) 取締役は、半期・年度計画を策定し、当該計画に基づく各執行部の活動の進捗状況について、各担当取締役及び執行役員等による定期報告によって確認・検証し、その対策を立案・実行しています。
5. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - 1) コンプライアンスコミッティーは、使用人が法令及び定款を順守して職務を執行する体制を確保するために、小委員会を組織しコンプライアンスに関する研修を行うことにより、使用人がコンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成しています。
  - 2) コンプライアンスコミッティーは、問題発生時の調査と対応について、問題の性質により、担当部署に適宜委嘱し監督指導します。使用人にコンプライアンスに反する行為が認められた場合、遅滞なく取締役会及び監査役に報告します。
  - 3) 営業部門においては特に独占禁止法を順守しての職務執行体制を確保するために、コンプライアンスコミッティーの下部組織として公正取引推進委員会を組織し営業部門へのコンプライアンス意識の醸成、教育、予防、リスク管理を行っています。
  - 4) 内部通報制度は、内部通報規程により、使用人に法令違反行為に対する通報を義務付けるとともに通報者の権利を保護し、的確な調査・対応が行われる有効性を確保しています。
  - 5) 社長直結の組織である内部監査室は、従来の使用人に対する社内監査業務のほかに、内部統制システムを維持していくために、検証しています。
  - 6) 当社は、代表取締役社長の指示の下、財務報告に係る内部統制システムの構築を行い、金融商品取引法及びその他関係法令等との適合性を確保します。
6. 次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - イ) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制
  - ロ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ハ) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ニ) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - 1) 当社はイワサキグループ・コンプライアンス・プログラムを定め、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努めます。
  - 2) 当社は、国内関係会社管理規程及び海外関係会社管理規程を定め、子会社を含む関係会社に関する管理基準を明確化し、関係会社全般管理責任者と各会社を管理する直接管理責任者を置き、子会社の一定の重要事項については親会社に対する報告を義務付け、子会社を指導・育成することによりイワサキグループの強化、発展を図ります。また上記規程により子会社の経営に関する重要事項の承認は子会社の取締役会のみならず親会社の取締役会またはTMC（経営会議）にて審議することで企業集団における業務の適正を確保することに努めます。
  - 3) 当社は子会社を含む関係会社に取締役及び監査役を派遣することにより、取締役会等の会議体において経営計画や事業計画の策定内容および職務の執行内容について報告を求め、その内容が法令及び定款に違反していないか監視するとともに各執行部の活動の進捗状況について確認・検証することで効率性を確保しています。
  - 4) 一定以上の業務組織規模を有する子会社、株式会社アイ・ライティング・システム、アイグラフィックス株式会社及び株式会社つくばイワサキの

- 3社の取締役会においては当社体制に準じてそれぞれ独自に「業務の適正を確保するための体制」について決議しています。
- 5) 当社のリスクマネジメント規程に従い、リスクマネジメント委員会は関係会社に係るリスクに関わる情報収集を行いリスク発生の兆候を洞察し適切に対応します。
- 6) 当社内部監査室により、定期的に国内関係会社の業務監査を実施し、検証結果を当該社長、監査役に報告すると同時に当社社長、全般・直接管理責任者及び監査役に報告することで業務の適正を確保することに努めます。
- 7) 反社会的勢力には組織全体として毅然とした態度で対応し、取引関係その他一切の関係を持たせない体制を整備します。

7. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は当該使用人の設置方法、人数、地位等について決議することとします。

#### 8. 前号の使用人の当社取締役からの独立性に関する事項

取締役会において監査役を補助すべき使用人を置くことを決議した場合、取締役会は当該使用人の報酬または人事異動等について監査役会の意見を尊重し決定することとし、取締役からの独立性を確保します。

#### 9. 当社の監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役を補助すべき使用人は、専ら監査役の指揮命令に従います。当社は、内部規程において、監査役を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨及び当該指揮命令に従わなかった場合には社内処分の対象となる旨を定めています。

#### 10. 次に掲げる体制、その他の当社の監査役への報告に関する体制

イ) 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

ロ) 当社の子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

1) 取締役会議事録、TMC(経営会議)議事録、本部長会議議事録、稟議決裁書等全ての重要な決定事項に関する文書は、監査役に閲覧します。

2) 取締役及び使用人は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、あるいは内部監査の実施結果については遅滞なく監査役会に報告します。

3) 取締役及び使用人は、職務執行に関して全社的に当社及び当社グループに、重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役会に報告します。

4) 当社子会社の取締役及び使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、遅滞なく子会社監査役及び当社直接管理責任者に報告するものとし、これを受けた子会社監査役及び当社直接管理責任者は直ちに当社監査役会に報告します。

5) 当社内部監査室は当社グループにおける内部監査の実施結果および是正状況について、適宜監査役会に報告します。

6) 当社グループの内部通報制度の担当部署である総務部は、当社グループの取締役及び使用人からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告します。

#### 11. 当社の監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を内部通報規程に明記し周知徹底しています。

#### 12. 当社の監査役を補助する費用の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署である総務部において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処置します。

#### 13. その他当社の監査役を補助する費用の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

1) 監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換のほか、意思の疎通を図っています。

2) 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、内部監査計画や監査結果等につき、情報交換及び意見の交換を行っています。

3) 監査役は、取締役及び使用人との会合を適宜開催し、監査上の重要事項等について意見交換を行っています。

4) 監査役は、業務の適正を確保するうえで重要な業務執行の会議(取締役会、TMC(経営会議)、本部長会議など)へ出席します。

5) 監査役は、定期的にグループ会社監査役連絡会議を開催し、子会社を含む関係会社の監査役、監査役非設置会社の非常勤取締役を兼務した当社取締役及び内部監査室長と、監査計画や内部監査結果等につき、密接な情報交換及び連携を図ります。

参考資料 「内部統制システムの概要を含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図」及び「適時開示体制概要書」をご覧ください。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

### 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

- ・当社は反社会的な活動や勢力に対しては毅然とした態度で臨み、関係を遮断します。

### 反社会的勢力排除に向けた社内体制の整備状況

- ・平成19年4月1日に「イワサキグループ コンプライアンスプログラム」を制定し、その中に当社の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を明文化しています。
- ・社内体制の整備状況
  - (1) 反社会的勢力の不当要求等に対しては、総務部総務課を窓口として対応しています。
  - (2) 日頃より所轄警察署、顧問弁護士との連携を密にし、有事の際にも適切に対処できるよう関係強化を図っています。
  - (3) 警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等を通じ、平素から反社会的勢力に関する情報の収集および交換に努めています。
  - (4) 社員の階層別研修の中で、不当要求に関する啓蒙活動の一環として、不当要求に対する対応マニュアル等のビデオ研修を適宜実施しています。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

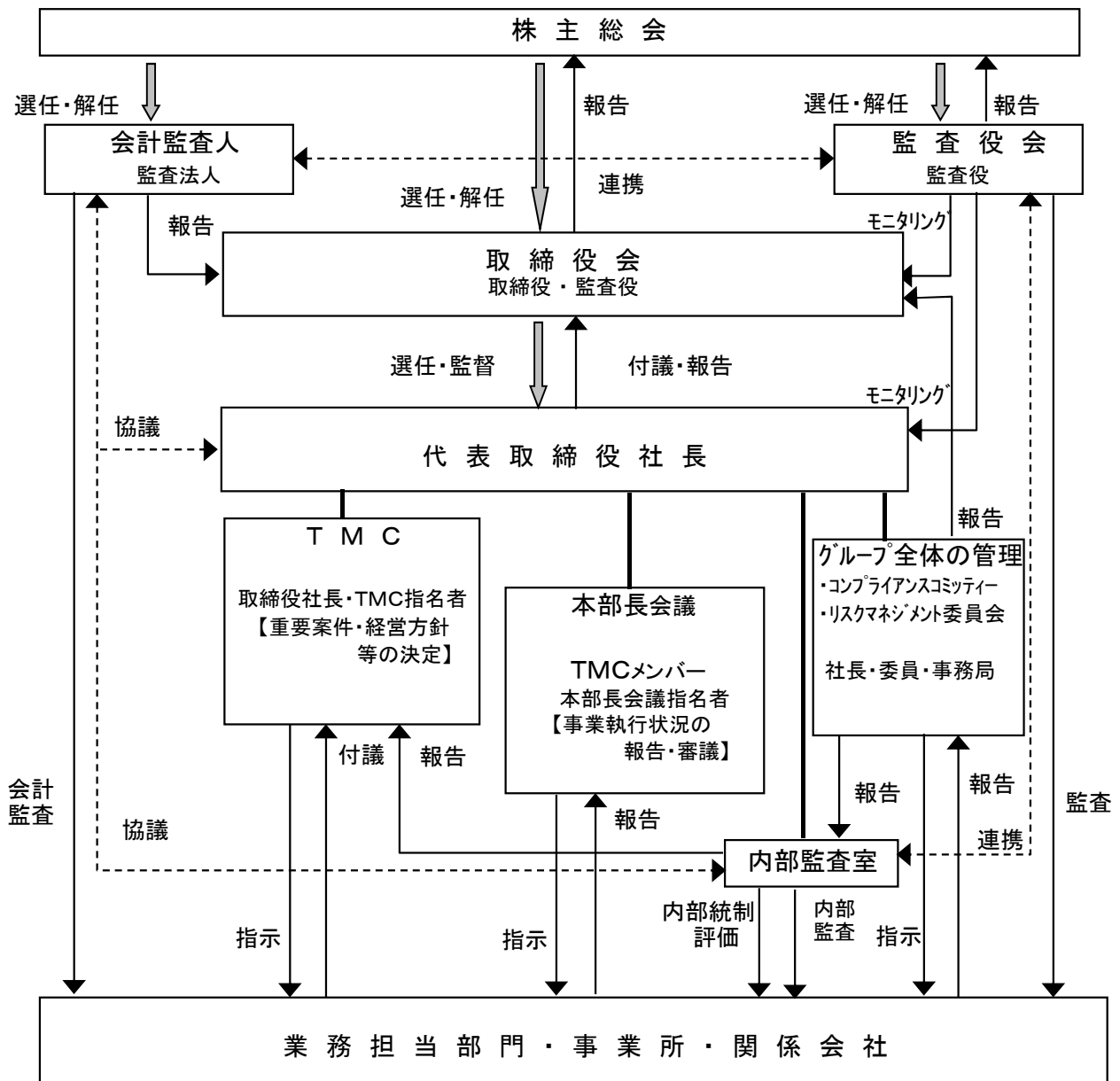
該当項目に関する補足説明

当社では、株主の負託に応えるべく、持続的な成長を継続させ企業価値を向上させることが最重要経営課題として認識しており、現状では買収防衛策の導入の予定はありません。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



内部統制システムの概要を含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図



## 【適時開示体制概要書】

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

### 記

#### 1. 会社情報の収集

当社各部及び各グループ会社は情報を随時、当社の経営管理部へ報告します。

#### 2. 適時開示判定

報告された情報は、適時開示の要件等を検討し、開示の必要な情報はTMCへ起案します。

取締役会承認…主に決算情報、決定事実(⇔)

TMC承認…主に発生事実(→)

#### 3. 適時開示

取締役会及びTMCで承認された情報は、経営管理部より適時開示します。

